

## 6章 緑地の保全及び緑化を推進する地区

6-1. 地区の特性に応じた緑地の保全及び緑化の推進

6-2. 緑化重点地区

6-3. 緑地保全地区

## 6-1.地区の特性に応じた緑地の保全及び緑化の推進

緑のまちの将来都市像を実現するためには、市街化区域での緑化の推進、市街化調整区域での緑地の保全に取り組むなど、緑に関わる施策の内容に応じて、市民・事業者・行政が協働で取り組む必要があります。

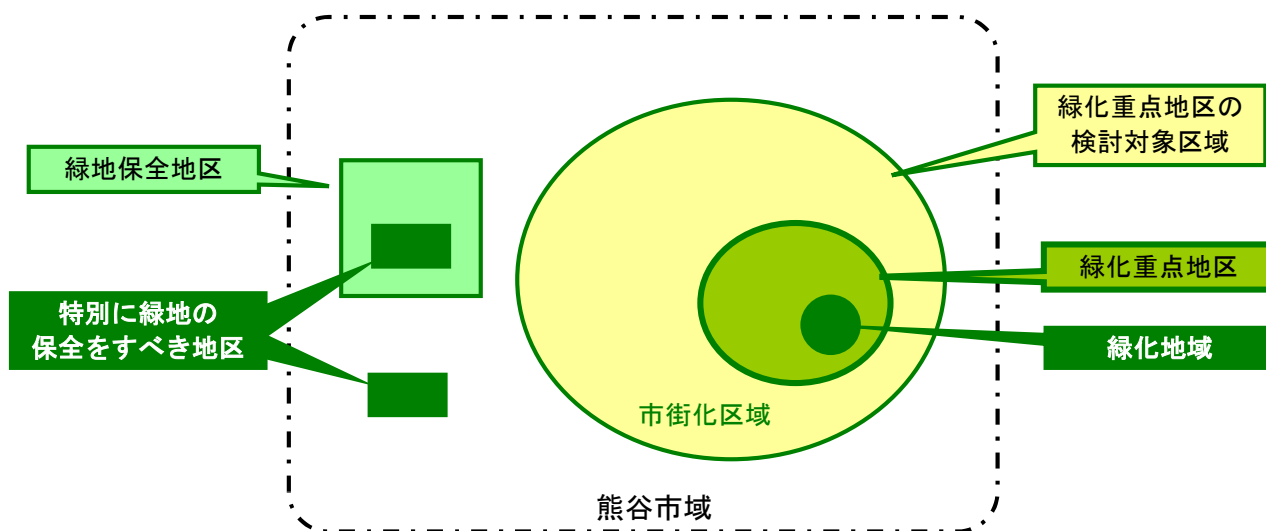
そこで、地区の特性に応じて「緑化重点地区」と「緑地保全地区」を選定し、施策の展開を図ります。

「緑化重点地区」は、市街化区域における緑あふれる居住環境の創出と施設緑地を重点的に整備する地区について位置づけることを検討します。さらに、緑化重点地区で緑化を推進するため、都市緑地法に基づく「緑化地域<sup>\*</sup>」の指定について検討します。

また「緑地保全地区」は、市街化調整区域における緑豊かな農地や魅力的な自然環境を育む丘陵地・里山・谷地・森林など、保全すべき緑地の中で次の世代に残したい緑地について位置づけることを検討します。

さらに、特に歴史的・文化的に重要な緑地については「特別に緑地の保全をすべき地区」として位置づけることを検討します。

こうした地区の特性に応じた緑の拠点を設けることで、本市全体の緑地の保全と緑化を推進し、市民や事業者の緑化意識の高揚を図ります。



図：緑化重点地区及び緑地保全地区などの配置関係イメージ

※緑化地域：用途地域が定められている都市計画区域内において、緑化の推進の必要があるとして、都市計画で敷地面積に対する緑地の割合の最低限度を定めた地域のことです。（都市緑地法第34条）

## 6-2.緑化重点地区

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象による都市部の気温の上昇が顕著となり、本市でも平成22年の夏に猛暑日・熱帯夜が過去最高を記録するなど、暑さ対策などが喫緊の課題となっており、市街化調整区域に比べて緑の少ない市街化区域の緑化の推進が重要となっています。

そこで、次の6つの視点で緑化に取り組むべき「緑化重点地区」を市街化区域内に指定することを検討します。

### 【6つの視点】

1. 緑の量的な確保が望まれる地区
2. 交通結節点や歴史・文化が集積している地区
3. 周辺の緑地や水辺と一体で緑の連携軸の形成が可能な地区
4. 都市公園などを核としたふれあいの場の創出が可能な地区
5. 公共施設が集積している地区
6. 面的な開発・整備に取り組む地区

この「緑化重点地区」では、環境保全機能や防災機能を持つ公園緑地や街路樹など公共施設の緑化を推進するとともに、民有地における緑化に関する施策の展開を図り市域全体の緑被率の向上を図ります。

当該地区の候補地は、土地区画整理事業施行地区や地区計画の導入を検討する地区などが想定されます。また、当該地区では、緑化に関する施策について市民・事業者・行政間での意見交換や調整を図ります。さらに、緑化推進の方策として、都市緑地法に基づく「緑化地域制度」や屋上緑化、壁面緑化及び駐車場の緑化、生垣設置など緑化に関する助成制度などについて検討します。

表：「緑化重点地区」で取り組む主な施策

区分	施策の名称	市民	事業者	行政
1-2-1	公共施設の緑の保全	●		●
1-3-1	生産緑地地区の指定による農地の保全	●		●
2-3-2	熊谷市景観条例に基づく良好な景観づくり	●	●	●
2-3-3	ヒートアイランド対策としての「風の道」「水の道」づくり		●	●
3-1-2	公共施設の緑化の推進			●
3-1-3	道路の緑化と維持管理			●
3-1-4	緑豊かな快適に歩けるまちづくり	●	●	●
3-2-1	市街地の緑化の推進	●	●	●
3-2-2	水と緑のオープンスペースの活用	●	●	●
3-2-3	民有地・建物の緑化の促進	●	●	●
3-2-5	緑化計画届出制度の普及	●	●	●
3-3-1	災害時に役立つ公園の整備・充実			●
3-3-2	災害時に活用する避難経路の確保			●
4-3-1	水と緑のネットワークの推進	●	●	●

●は、主な事業主体として施策に取り組む項目を示します。

表：緑化重点地区の指定検討対象区域

(ha)

指定検討対象区域の名称	面積
熊谷地区	約1,260.4
籠原地区	約 780.1
妻沼地区	約 233.9
吉岡地区	約 117.7
江南地区	約 105.0
久下地区	約 39.9
船木台地区	約 69.2
計	約2,606.2 (全体の16.3%)

※緑化地域制度の概要（都市緑地法より）

【指定箇所】

「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」です。

【義務付けの対象】

- ・敷地面積が原則1, 000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築又は増築
- ・特に必要がある場合、各自治体の条例で敷地面積の対象規模を300 m<sup>2</sup>まで引き下げることができる

【義務付けられる緑化率（敷地面積に対する緑化面積の割合）】



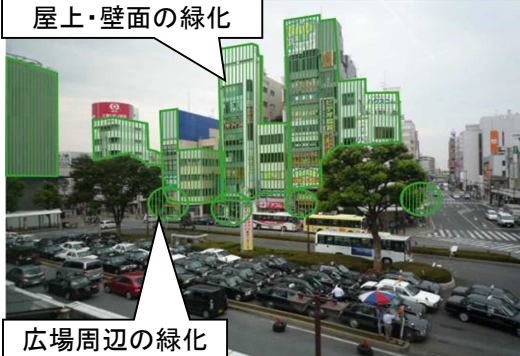
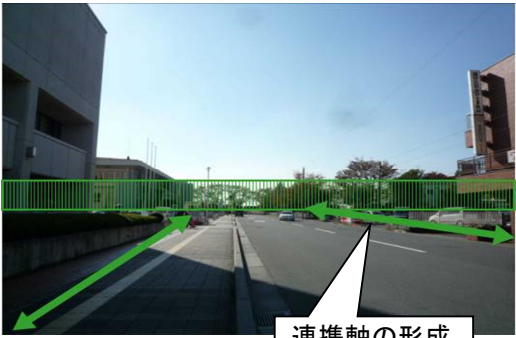
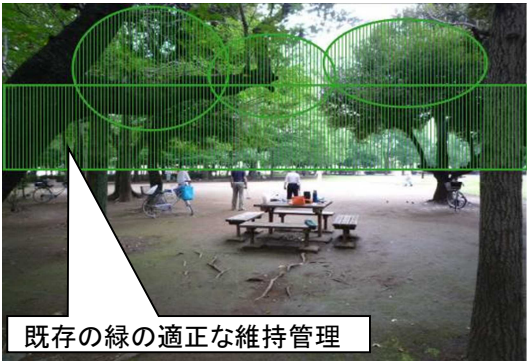


敷地面積に対する緑化率の最低限度として、下記の数値のうち小さいほうの数値を超えない数値を定める

- ① 25%
- ② 100%－（「都市計画で定められた建ぺい率」＋10%）


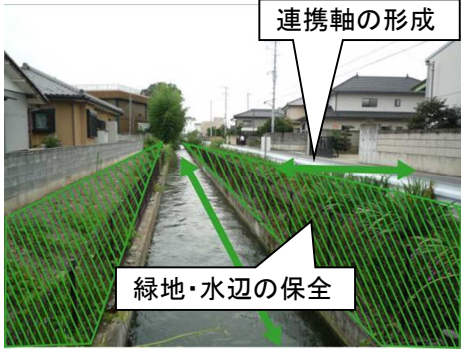
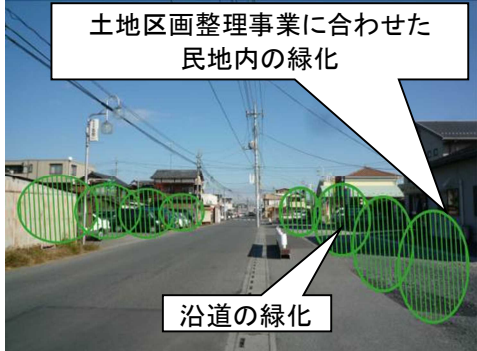
緑化面積の算定には、樹木や芝生、花壇、屋上及び壁面緑化などが対象となります。

■緑化重点地区の検討対象区域の緑化事例

【熊谷地区】

位置図	緑化の方向性
 <p>熊谷地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊谷駅と緑の拠点をつなぐネットワークが重要</li> <li>・市街地と荒川を結ぶネットワークの形成</li> <li>・建物更新の際に景観施策と連携した緑化を推進</li> <li>・都市計画道路整備による緑のネットワーク強化</li> </ul>
<p>1. 緑の量的な確保が望まれる地区</p>  <p>屋上・壁面・店先の緑化</p>	<p>2. 交通結節点や歴史・文化の集積している地区</p>  <p>屋上・壁面の緑化 広場周辺の緑化</p>
<p>3. 周辺の緑地や水辺と一体で緑の連携軸の形成が可能な地区</p>  <p>連携軸の形成</p>	<p>4. 都市公園などを核としたふれあいの場の創出が可能な地区</p>  <p>既存の緑の適正な維持管理</p>
<p>5. 公共施設が集積している地区</p>  <p>敷地内、屋上・壁面緑化</p>	<p>6. 面的な開発・整備に取り組む地区</p>  <p>再開発と併せた緑化</p>


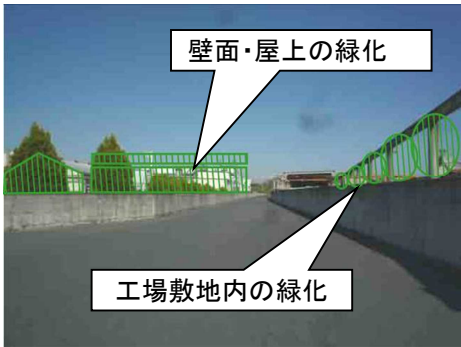
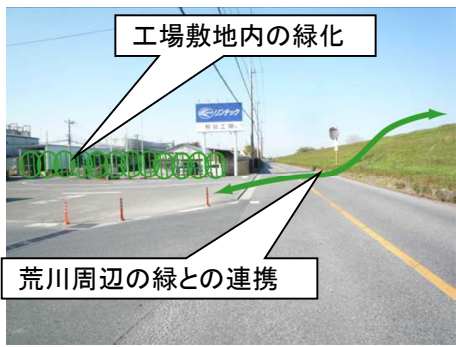
【籠原地区】

位置図	緑化の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点在する公園を連携するネットワーク</li> <li>・ 近隣の緑の拠点である公園とのネットワーク</li> <li>・ 工場敷地内の緑化</li> </ul>
<p>3. 周辺の緑地や水辺と一体で緑の連携軸の形成が可能な地区</p> 	<p>6. 面的な開発・整備に取り組む地区</p> 

【妻沼地区】

位置図	緑化の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の緑の拠点である公園とのネットワーク</li> <li>・ 妻沼聖天山とつながる緑豊かなまちなみの形成</li> </ul>
<p>1. 緑の量的な確保が望まれる地区</p> 	<p>2. 交通結節点や歴史・文化の集積している地区</p> 


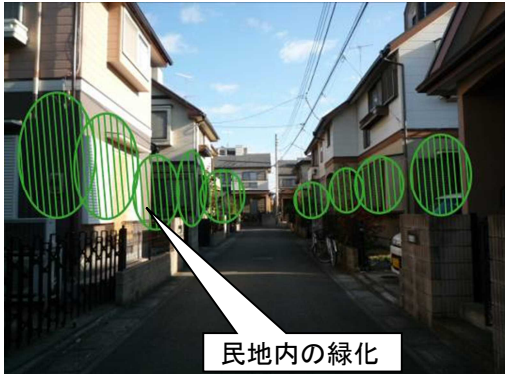

【吉岡地区】

位置図	緑化の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川とのネットワークの形成</li> <li>・水田や畑地との連続性の確保</li> </ul>
<p>1. 緑の量的な確保が望まれる地区</p> 	<p>3. 周辺の緑地や水辺と一体で緑の連携軸の形成が可能な地区</p> 




【江南地区】

位置図	緑化の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「主要地方道熊谷・小川・秩父線」沿線の緑化</li> <li>・里山や斜面林の保全と利用、活用</li> <li>・広域的、レクリエーション機能を有する緑地との連携</li> </ul>
<p>1. 緑の量的な確保が望まれる地区</p> 	<p>3. 周辺の緑地や水辺と一体で緑の連携軸の形成が可能な地区</p> 

【久下地区】

位置図	緑化の方向性
 <p>久下地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地と荒川を結ぶネットワークの形成</li> <li>・道路や民有地内の緑化</li> </ul>
<p>1. 緑の量的な確保が望まれる地区</p>  <p>民地内の緑化</p>	<p>3. 周辺の緑地や水辺と一体で緑の連携軸の形成が可能な地区</p>  <p>荒川周辺の緑との連携</p>

【船木台地区】

位置図	緑化の方向性
 <p>船木台地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地の緑化</li> <li>・市街地と荒川を結ぶネットワークの形成</li> </ul>
<p>1. 緑の量的な確保が望まれる地区</p>  <p>工場敷地内の緑化</p>	<p>3. 周辺の緑地や水辺と一体で緑の連携軸の形成が可能な地区</p>  <p>里山の保全</p> <p>荒川・周辺の緑との連携</p>



## 6-3.緑地保全地区

本市の市街化調整区域の緑地は、本市の緑の特色を表すものであり、保全・継承を図っていく必要があります。そこで、次の5つの視点で緑地を保全する「緑地保全地区」を市街化調整区域内に指定することを検討します。

1. 生物の多様性がある地区
2. 市民活動が行われている地区
3. 農作物が生産されている地区
4. 生物の生息、移動に必要な地区
5. 現在、緑の量的な確保と質的な向上が望まれている地区

この「緑地保全地区」では、地域制緑地が適切に保全されるよう取り組むとともに、市民参加による里山管理や市民農園などの施策を促進し、その保全や再生に努めます。

また、市内には、社寺や古民家などの歴史的建造物や遺跡、里山・谷地などと一体となって、伝統的・文化的意義を有する樹林地などが分布しています。

これらの樹林地などのうち、特に良好な自然環境を有する重要性の高い樹林地などが将来にわたり継承されるよう「特別に緑地の保全をすべき地区」として指定することを検討します。こうした地区は、地域活動の拠点となる重要な緑地となるため、市民が協働で保全に取り組めるよう、参加の場所と機会の提供に努めます。

表：「緑地保全地区」で取り組む主な施策

区分	施策の名称	市民	事業者	行政
1-1-1	身近な河川や水路の管理と愛護による保全	●	●	●
1-3-2	市民が農業に親しめる機会の充実	●		●
1-3-3	遊休農地の解消と活用	●		●
1-3-4	市街化調整区域の農地の保全	●		●
2-2-1	南部地区に広がる里山・谷地の保全	●	●	●
2-2-2	在来種を用いた「ふるさとの森づくり」	●	●	●
2-3-1	花の名所づくりの推進	●	●	●
4-1-1	利根川・荒川の河川敷の整備検討			●

●は、主な事業主体として施策に取り組む項目を示します。

表：「特別に緑地の保全をすべき地区」で取り組む主な施策

区分	施策の名称	市民	事業者	行政
1-1-2	貴重な野生生物が生息する地区の保全	●	●	●
2-1-1	熊谷の歴史を刻む貴重な史跡及び周辺の緑の保全	●		●
2-2-3	熊谷の原風景を守るための協議の推進	●		●